

代理受領制度について

令和6年12月から『霧島市木造住宅耐震改修工事補助事業』において、資金面で少しでも補助申請者の負担を軽減し、木造住宅の耐震化を促進させることを目的に代理受領制度を導入しました。

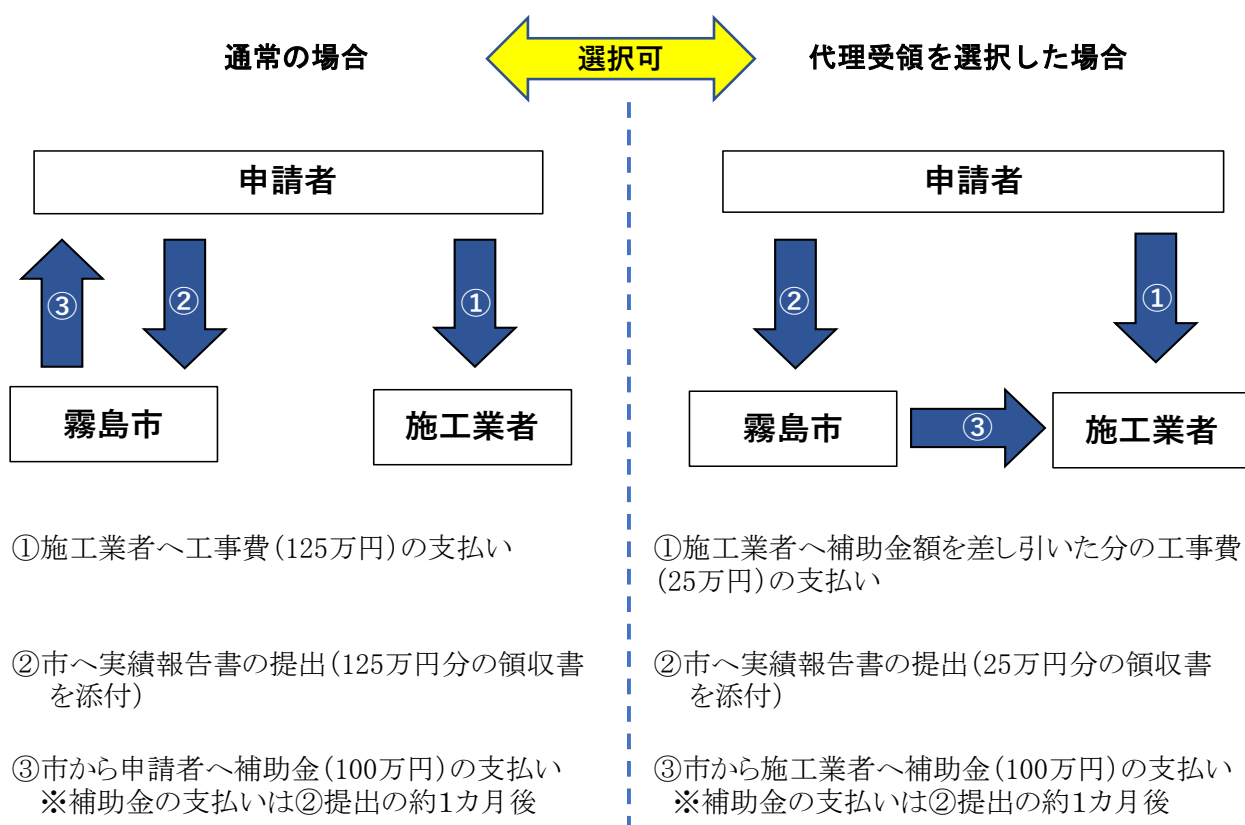
補助申請に際に、申請者は代理受領を選択することができます。

代理受領を選択した場合、申請者は補助金額を差引いた金額を施工業者に支払い、補助金は施工業者に市から直接振り込まれることとなり、申請者は、工事費と補助金の差額分のみ準備すればよいため、当初の費用負担が軽減されます。

代理受領を希望する場合、施工業者と協議し同意を得たうえで、実績報告提出までに『代理受領予定届出書』および『代理受領委任状』を提出して下さい。

・工事完了後の代理受領制度の支払いイメージ図

例：補助対象工事費125万円、補助金額100万円の場合（補助率80％、上限額100万円）



※代理受領制度は耐震改修が対象で、耐震診断では利用できません。

【問合せ先】 霧島市役所 建設部 建築指導課 建築審査グループ 電話 0995-64-0954(直通)